

消費税法の改正による余剰電力買取料金の改定について

2019年9月6日

静岡ガス&パワー株式会社(取締役社長 中井俊裕)は、消費税法の改正により2019年10月1日を実施日とするエネファーム余剰電力買取約款の改定を実施いたします。

今回の改定は、消費税率が10%へ引き上げられることに伴い、買取料金に新たな消費税率を反映するものです。

消費税率の引き上げに伴う買取料金は、2019年10月分から適用いたします。

なお、消費税等相当額以外の料金の改定はありません。

新たな消費税率を反映した買取単価は、9月中に当社ホームページにてお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

【お詫び】

本案内の一部内容について誤りがございました。

9月6日以降は、正しい内容を掲載しております。お客さまへは、大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。